

守口市道路掘削及び路面復旧に関する基準

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この「道路掘削と路面復旧に関する基準」(以下「基準」という。)は、道路占用許可等により占用者が地下埋設物の施設を新設、修繕することに伴い、路面を掘削する工事及び路面を復旧する工事等を行う場合に適用するものである。

(瑕疵担保)

第2条 占用者等は、路面復旧工事を完工し、かつ、完了届を提出した日から2年以内に占用者等の施工した工事の瑕疵が原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に伴い占用者等の負担において直ちに補修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占用者等は、占用物件等の工事に瑕疵があり、かつ、当該瑕疵が原因で道路が損傷した場合は、当該占用物件等の存続する間、道路管理者の指示に従って道路を補修する責任を負うものとする。

(第三者に与えた損害)

第3条 占用者の工事の瑕疵により、他の占用者又は第三者に損害を与えたときは、占用者の責任において、全て解決するものとする。

(工事の施工)

第4条 占用者等は、工事の施工方法について道路管理者の指示に従わなければならない。

2 占用者等は、工事の施工にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事は、大阪府都市整備部の「土木工事請負必携」・土木工事共通仕様書(案)」「(最新版)・「土木工事施工管理基準」(最新版)・守口市土木工事共通仕様書等関係法令に基づき、施工しなければならない。
- (2) 道路管理者は、工事の掘削、埋戻し、仮復旧、本復旧、路面標示類等において、本基準のほか必要と認められる場合には、占用者に対し指示することができる。

(関係機関との連絡)

第5条 占用者等は、所轄警察署、地元自治会等及びその工事による影響が及ぶ可能性のある既設の占用物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

2 占用者等は、その工事の施工中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、直ちに道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

第2章 掘 削

(掘削)

第6条 掘削工事は、次のとおり行わなければならない。

- (1) 掘削は、みぞ掘り又はつぼ掘りとし、えぐり掘りを行わないこと。
- (2) 掘削する長さは、当日中に復旧できる程度とし、最小限に止めること。
- (3) 舗装面を掘削するときは、カッター等を使用して、周囲は原則として方形に、切り口は垂直になるよう丁寧に切り取ること。
- (4) 掘削は、所定の深さ、方向を保つよう丁寧に行うものとし、掘削土砂については、速やかに交通に支障を及ぼすことのないよう措置を講ずること。
- (5) 軟弱地盤又は湧水地帯を掘削する場合は、土留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら掘削すること。なお、湧水及び溜水を下水道施設へ排除する場合は、その管理者の許可を得ること。
- (6) 家屋等に接近して掘削する場合は、損傷を及ぼさないよう十分に留意するとともに、家屋等への出入りを妨げない措置を講ずること。
- (7) 道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削が終了し、交通を妨げない措置を講じた後、反対側の掘削に着手すること。

第3章 埋 戻 し

(埋戻し時期)

第7条 掘削跡の埋戻しは、原則として、掘削即日中に施工しなければならない。ただし、工事の都合上これができない場合において、道路管理者が認めた場合は、交通の安全及び道路の保全上必要な措置をし、できるだけ速やかに埋戻しを行うものとする。

(埋戻しの方法)

第8条 埋戻しの施工に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 埋戻しの転圧については、厚さ 30 cm 以下ごとに行うものとし、各層ごとにランマー、タンパその他適切な締固め機械で十分に転圧を行うこと。
- (2) 軟弱地盤又は湧水地帯では、埋戻しに先立ち、水の処理を行った上で埋戻しを行うこと。
- (3) 杭、矢板等の土留工を施した場合は、埋戻しに伴い、路盤に緩みが生じないように、これらを徐々に撤去すること。
- (4) 埋戻し完了後、残土、残材料等があるときは速やかに撤去し、路面を清浄に仕上げること。

第4章 仮 復 旧

(仮復旧の施工及び時期)

第9条 舗装道においては、所要の埋戻し完了後即日仮舗装を行い、交通を開放するものとする。

ただし、工事の都合上これができない場合において、道路管理者が認めた場合は、交通の安全及び道路の保全上必要な措置をし、できるだけ速やかに仮舗装を行うものとする。

第10条 路面標示類は、仮復旧であってもペイント等で原形とおりに復旧しなければならない。

(仮復旧路面の維持)

第11条 占有者等は、仮復旧期間中、常に当該箇所を巡回し、路面の沈下、その他不良個所が生じたとき、または、道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復しなければならない。

第5章 本 復 旧

(舗装本復旧)

第12条 舗装本復旧工事は、埋戻し箇所が安定する期間が経過してから実施するものとする。

2 舗装本復旧工事は、復旧の範囲にて舗装切断を行い、仮復旧及び既設舗装を所定の位置まで撤去した後、行うものとする。

(舗装構成)

第13条 舗装本復旧の舗装構成は、道路管理者の指示するもの(別添第1図参照)とし、カラー平板ブロック、舗石タイル、透水性舗装等の特殊舗装の復旧は、既設特殊舗装材と同一種類の材料を使用した既設舗装構成による原形復旧を原則とする。

(路面復旧範囲の算定)

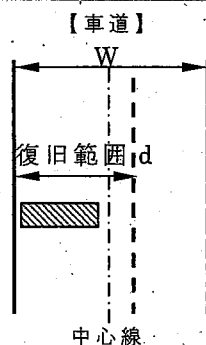
第14条 路面復旧面積の算定は、道路管理者と占有者が立会のうえ、次の各号により算定する。

- (1) 電柱等の建柱及び抜柱・点掘削は、原則として1箇所あたり2.0 m²とするが、掘削状況及び個所数等の状況に応じて処理する。
- (2) 掘削面積以外に明らかに掘削の影響による亀裂、既設舗装端部の損傷、舗装継ぎ目、マンホールや公共柵などの構造物周辺又は、沈下、わだち等の異常が路面に生じている場合は、その箇所も路面復旧面積として算定する。
- (3) 舗装復旧の切断線は、既設の区画線、車線境界、舗装目地、過去の補修跡との関係を見ながら、弱点になりにくい切断線を設定すること。
- (4) 掘削による影響面積外に掘削に伴う片側通行等のために生じたと明白に認められる破損個所が存在する場合、この破損個所は路面復旧面積に算定する。

(最小舗装復旧面積)

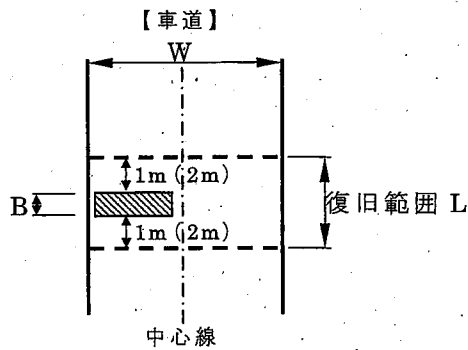
第15条 舗装道路の最小舗装復旧面積の算定については次の各号によるものとする。

- (1) 道路の横断方向の復旧幅について



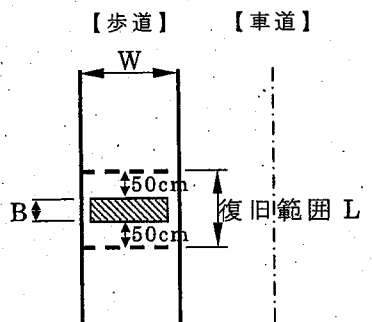
- $W < 4\text{m}$
 - ・ d は全幅
- $4\text{m} \leq W < 8\text{m}$
 - ・ d は全幅もしくは半幅
- 幹線等の道路
 - ・ W を4分割し、掘削箇所の影響範囲がかかる区分

(2) 道路の縦断方向の復旧幅について



- $W < 8\text{m}$
 - ・ L は最低 2m
 - ・ B が 1m 以上の場合は、
 $L = B + 1\text{m} + 1\text{m}$
- 幹線等の道路
 - ・ L は最低 4m
 - ・ B が 1m 以上の場合は、
 $L = B + 2\text{m} + 2\text{m}$

(3) 歩道の復旧幅について

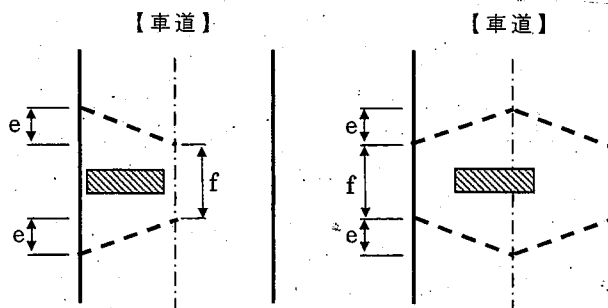


- W は全幅
- L は最低 2m
 - ・ B が 1m 以上の場合は、
 $L = B + 0.5\text{m} + 0.5\text{m}$

※ 引込管の競合掘削

ガス、水道、下水道の引込管等が各戸ごとに連続して埋設された場合、あるいは旧掘削部に隣接して埋設された場合、隣接する影響部分間の距離又は旧打ち継ぎ目の距離が 2m 未満の時は、この部分を影響部分に含めて復旧面積とする。

(4) その他



振動を考慮する場合

- $W < 8\text{m}$
 - ・ f は 4m 以上、新舗装 6m 以上
 - ・ e は、 $1.5\text{m} \sim 2.0\text{m}$
- 幹線等の道路
 - ・ f は 4m 以上、新舗装 12m 以上
 - ・ e は、 $1.5\text{m} \sim 2.0\text{m}$

(路面標示類)

第 16 条 占有者等は舗装本復旧工事完了後、速やかに路面標示類を原形どおりに施工しなければならない。

- 2 占有者等は、舗装本復旧工事に伴い、路面標示類を書き換える場合は、旧路面標示類の消去は削り取りによるものとしなければならない。

(付則)

- 1 本基準は令和8年10月1日より施行する。